
第8章 計画の推進方策

地域健康福祉活動の主役は地域に生活している住民です。住み慣れた地域で助けあえる地域社会を実現させていくには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、活動団体、事業者なども地域健康福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域健康福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民に期待すること

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を、地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域健康福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等の日常的な近隣どうしの交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められます。

(2) 地域活動団体に期待すること

地域活動団体は、地域の日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っています。そのため、地域への愛着を活かした取組や住民間の交流機会の提供、また、地域課題は地域で解決する仕組みづくりが求められます。

(3) ボランティア団体、NPOに期待すること

ボランティア団体、NPOには、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携し、活動内容の充実を図り、多様化する地域の福祉ニーズの対応を図る活動団体としての役割が求められます。

(4) 民生児童委員に期待すること

民生児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う重要な役割を担っています。今後ますます社会福祉の増進に努める役割が求められます。

(5) 地域コミュニティに期待すること

「新しい公共」の担い手として、地域における様々な主体が協力し連携を図りながら、地域の福祉活動や防災活動など、市民の身近な地域課題への対応が求められます。

また、地域で解決が困難な地域課題に対しては、行政と協働して課題解決に取り組んでいくことが求められます。

(6) 社会福祉協議会に期待すること

長岡京市社会福祉協議会は、本計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが求められます。

(7) 社会福祉事業者に期待すること

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められます。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画を促進することが求められます。

(8) 企業に期待すること

企業は地域社会と良好な関係を築き、維持していく必要があります。そのため、美化・緑化運動や地域行事に参加するなど、地域社会に積極的に関わっていくことが求められます。

また、地域の社会活動に対して、企業としてではなく個人の立場で参加し、地域との親交を深められるように、社会活動の参加のための休暇制度などの従業員が地域行事やボランティア活動などへ積極的に参加できるような支援が求められます。

(9) 行政の役割

地域健康福祉の推進にあたっては、地域の住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は市民の福祉の向上をめざして、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。さらに、地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々なかたちで支援するため、自治会、長岡京市社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行います。